

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、根室市の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この地震災害が地震動による各種建築物等の損壊にとどまらず、地震火災、地震水害等の二次災害を含んだ複合的、広域的災害であるという特殊性を有し、さらにこれらの被害によって引き起こされる住機能障害、公共サービス機能障害及び生活機能障害等が広範囲かつ長期にわたって生活、経済など社会全般に大きな影響を及ぼすことから、地震災害に的確、迅速に対処するため、根室市地域防災計画の別編として定めるものである。

なお、この計画に定めるもののほか、必要な事項については、根室市地域防災計画（一般防災計画編）に基づき運用する。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 地震災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 防災対策は、自助（自らの安全を自らで守る）、共助（地域において互いに助け合う）、及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民並びに市及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第4節 計画の基本方針

この計画は、市及び北海道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行なうものとする。

1 根室市

市は、防災の第一次責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、市及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震防災に関し、防災関係機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務または業務の主な大綱は次のとおりである。

1. 根室市

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市 長 部 局	(1) 自主防災組織の育成指導に関する事。 (2) 地震防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。 (3) 防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関する事。 (4) 災害に関する情報の伝達、設備の整備に関する事。 (5) 防災に関する施設、設備の整備に関する事。 (6) 応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関する事。 (7) 災害応急対策及び災害復旧の実施に関する事。 (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関する事。 (9) 避難指示等に関する事。 (10) 被災者の救助及び救護並びに救援に関する事。 (11) 災害時における保健衛生及び文教対策に関する事。 (12) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事。 (13) 災害時の交通及び輸送の確保に関する事。 (14) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関する事。 (15) 避難行動要支援者の把握及び擁護に関する事。 (16) 災害ボランティアの受入に関する事。
根 室 市 消 防 本 部	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関する事。 (2) 被災地の警戒活動に関する事。 (3) 住民の避難誘導と人命救助に関する事。 (4) 災害時における救急活動に関する事。
根 室 市 教 育 委 員 会	(1) 児童、生徒に対する地震防災に関する知識の普及に関する事。 (2) 避難等に係る市立学校施設の使用に関する事。 (3) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関する事。

2. 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
根 室 振 興 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地震防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。 (3) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (4) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (5) 防災に関する食料の供給、資材の備蓄及び供給に関すること。 (6) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (7) 避難指示等に関すること。 (8) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 (9) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (10) 市及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。 (11) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (12) 災害時におけるボランティア活動に関すること。 (13) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (14) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。
釧路総合振興局 釧路建設管理部 根室出張所 (中標津出張所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道道及び所轄河川の維持災害復旧その他の管理を行うこと。 (2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定と崩壊防止工事を行うこと。 (3) 漁港における災害復旧を行うこと。
根 室 振 興 局 保 健 環 境 部 (根 室 保 健 所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること。 (2) 災害時における医療救護活動を推進すること。 (3) 災害時における防疫活動及び給水、清掃等環境衛生活動を行うこと。 (4) 医療、防疫、薬剤の確保及び供給を行うこと。 (5) 被災地における住民の食生活の安全確保を図ること。
根 室 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民の避難誘導及び被災者の救出救助並びに、緊急交通路の確保に関すること。 (2) 津波警報等の伝達及び災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
根 室 教 育 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行なうこと。 (2) 児童、生徒に対する地震防災に関する知識の普及に関すること。 (3) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 (4) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。

3. 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
釧路開発建設部 (根室道路事務所・ 根室港湾事務所)	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (3) 第3種漁港、第4種漁港、港湾の整備及び災害復旧に関すること。
北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	(1) 所轄国有林の治山による災害防止に関すること。 (2) 所轄国有林に係る保安林、保安施設及び地滑り防止施設の整備並びに災害復旧に関すること (3) 災害復旧対策用木材の供給に関すること。
北海道運輸局 釧路運輸支局	(1) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (2) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。 (3) 鉄道、軌道、索道及び自動車運送事業の安全の確保の指導に関すること。
根室海上保安部	(1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 災害時における船舶の救助及び船舶交通の障害の除去に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時における傷病者、救援物資等の緊急輸送に関すること。 (7) 航路標識の維持管理に関すること。
釧路地方气象台	(1) 地震の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 地震の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 地震の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
釧路労働基準監督署	事業所、工場等における災害の防止対策に関すること。

4. 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第5旅団 第27普通科連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること。 (3) 状況により、自主的な部隊の派遣をすること。 (4) 災害派遣部隊による人命の救助、消防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水、通信の支援等を行うこと。
航空自衛隊 第26警戒隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること。 (3) 状況により、自主的な部隊の派遣をすること。 (4) 災害派遣部隊による人命の救助、消防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、給水及び通信の支援等を行うこと。

5. 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道旅客鉄道(株) 釧路支社花咲線 運輸営業所根室駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。
東日本電信電話(株) 北海道事業部 (委任機関) (株)NTT東日本 北海道北海道東支店	(1) 気象官署からの津波警報等を伝達すること。 (2) 災害時における重要通信の確保に関すること。
(株)NTTドコモ北海道支社 北海道東支店 (委任機関) (株)ドコモCS北海道 北海道東支店	災害時における通信の確保に関すること。
日本赤十字社 北海道支部根室市地区	(1) 災害時における医療、助産、その他救助、救護に関すること。 (2) 民間団体及び個人等救助協力者が行う救助活動の連絡調整に関すること。
日本放送協会 釧路放送局	災害情報及び被害状況等の報道に関すること。
日本通運(株) 根室支店	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
北海道電力ネットワーク(株) 根室ネットワークセンター	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
郵便事業(株) 根室支店	郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
郵便局(株) 根室郵便局	窓口業務の確保に関すること。

6. 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社団法人 根室市外三郡医師会	災害時における救急医療に関すること。
社団法人 釧路歯科医師会	災害時における歯科医療活動に関すること。

7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
漁 業 協 同 組 合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
農 業 協 同 組 合	(2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。
商 工 会 議 所	救援用物資及び復旧資材の確保についての協力に関すること。
一 般 病 院 等	災害時における医療及び防疫対策について協力に関すること。
一 般 運 送 事 業 者	災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。
危 険 物 関 係 施 設 の 管 理 者	災害時における危険物の保安の確保に関すること。
避 難 場 所 管 理 者	避難場所の適正な管理、運営及び応急対策の実施の協力に関すること。

第6節 根室市の地形・地質

1 地形

根室市は、北海道本島の東端に位置し、太平洋に突き出た半島とその付け根に当たる部分から成り立ち、三方が海に面しており、東西 100.83 km、南北 54.87 kmで、面積は 502.65k m²（歯舞群島含む）となっている。

市の中心部は半島のほぼ中心にあり、地形に高低があり、街路はおおむね緩やかな坂をなしている。

また、半島の付け根部分の厚床方面は大部分が平坦で小川が入り混じっており、大きな河川はなく、別当賀川を最大に2、3の小川がある。

また、主要交通路は東西に走っており、国道44号線と太平洋沿岸部を走る道道142号線、JR花咲線が位置する。

根室市の南、太平洋側の海底地形は、海岸線にほぼ平行な海底斜面が、太平洋プレートの北米プレートへの沈み込み帯となっており千島・カムチャッカ海溝まで続いている。

プレートの沈み込み帯では、1952年、1968年及び2003年の十勝沖地震のような大規模な地震が発生している。

また、1993年の釧路沖地震や1994年の北海道東方沖地震は、海洋プレート内のプレート破断型地震ではないかとみられている。釧路沖には海底斜面を切り海溝底まで続く全長190km、日本最大の釧路海底谷が発達している。

2 既往地震における最大震度

震度5 : 根室半島沖地震（1973年）、北海道東方沖地震（1994年）

震度5強 : 十勝地方南部地震（2013年）

3 既往地震津波における最大波高（北海道地域防災計画より抜粋、現地調査による浸水高）

昭和三陸沖地震（1933年）	1.2m
十勝沖地震（1952年）	3.1m
チリ地震（1960年）	3.2m
根室半島沖地震（1973年）	6.0m
北海道東方沖地震（1994年）	1.7m
十勝沖地震（2003年）	1.4m
東北地方太平洋沖地震（2011年）	3.2m

第7節 根室市周辺における地震の発生状況

北海道で記録に残っている被害地震は、1611年（慶長16年）の三陸沖地震以来、約390年間に100回以上発生している。昭和20年以降においても、1952年（昭和27年）及び1968年（昭和43年）の十勝沖地震、1960年（昭和35年）のチリ地震津波、1973年（昭和48年）の根室半島沖地震、1982年（昭和57年）の浦河沖地震、1983年（昭和58年）の日本海中部地震、1993年（平成5年）1月の釧路沖地震、同年7月の北海道南西沖地震、1994年（平成6年）10月の北海道東方沖地震、2003年（平成15年）9月26日の十勝沖地震と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。

根室市に被害を及ぼした地震は、記録に残っている1843年（天保14年）の地震以来、1973年（昭和48年）の根室半島沖地震、1993年（平成5年）の釧路沖地震、1994年（平成6年）の北海道東方沖地震で、いずれの地震も津波が発生するなどの大きな被害を受けている。道東に近い千島海溝周辺は、海溝型の地震が繰り返し発生する海域であり、今後とも十分注意する必要がある。

（過去の災害状況については、資料編「根室市災害事例」を参照）

第8節 地震の想定

1 基本的な考え方

北海道地域防災計画（以下「道地域防災計画」という。）では、北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近で発生する海溝型地震と、陸地で発生する陸域型地震の大きく2つに分けて考えられている。

そのうち、根室市において被害を及ぼすと考えられる海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と1993年の釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなると考えられているところであり、根室半島沖、釧路沖及び十勝沖での地震活動は極めて多く、これまでも平成6年の北海道東方沖地震などM8（マグニチュード8の意。以下同様）クラスの巨大地震をはじめ、M7クラスの大地震が発生し、地震、津波による大きな被害を及ぼしている。

2 地震想定

前述のような実情を踏まえ、本計画において想定する地震は、道地域防災計画又は根室市既往の地震により、想定される地震の規模はM8クラスの巨大地震とするものである。

ただし、M9クラスの超巨大地震であった東北地方太平洋沖地震（2011年3月11日発生）を踏まえ、今後、国、道などが発表する科学的見地を根拠とした最新の地震想定を基本とし、根室市における地震想定を見直し、地震災害対策に取り組んでいくものとする。

第9節 減災対策の計画的推進

国・北海道から示される地震や津波災害による被害想定をもとに、行政機関をはじめ各防災機関と連携し、あらゆる観点から減災対策に取り組み被害の軽減を目指すため、計画的に減災対策を推進していくものとする。

